

業務指示書

エチオピア国REDD+及び付加価値型森林コーヒー生産・販売を通じた持続的な森林管理支援プロジェクト

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)(以下「機構」という。)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年8月24日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 早山 恒成 Soyama.Tsunenari@jica.go.jp

質問に対する回答：2016年8月29日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

競争参加者（共同企業体を結成する場合は構成員を含む。）は、プロポーザルの提出に先立ち、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」

(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照して、資格確認の手続きを行い、「整理番号の通知」を受けてください。既に整理番号を受けている競争参加者は、資格確認の手続きの必要はありません。

通知を受けた整理番号は、プロポーザルに記載してください。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(外国法人は登記簿写を提出してください。)

（注）日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること、及び外国法人は登記簿写を提出してください。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

() 以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、共同企業体の結成を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（ ）全ての業務従事者について、補強を認めません。

（○）以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

（○）業務主任者（総括）については補強を認めません。

注1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（ ）外国籍人材の活用を認めます。

（ ）業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

（○）業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：REDD+及び森林保全に係る各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、25ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／参加型森林管理）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：参加型森林管理に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：エチオピア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 REDD+メカニズム】

- 1) 類似業務の経験：REDD+に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：エチオピア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 生計向上】

- 1) 類似業務の経験：生計向上支援に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：エチオピア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2016年9月2日 12時
- (2) 場所：JICA本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- () 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

- () 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター(Centre Privé d'Urgence: CPE)」登録料として、同国滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(ETB1 = 4.825 円 , US\$1 = 105.440 円 , EUR1 = 115.974 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() プレゼンテーションは実施しません。

(○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(○) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

- (1) 実施時期： 9月 8日(木) ～
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)
- (2) 実施場所： JICA本部 (麹町) 会議室
- (3) 実施方法：
- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
 - 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)
- () 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- (○) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。実施日時は上記(1)で指定された日時です。
- a) テレビ会議システム
ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
 - b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)
インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。
注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。
 - c) 電話会議
上記a)、b)とも不可の場合、通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35～45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/参加型森林管理
REDD+メカニズム
生計向上

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

27.10 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2016年9月20日(火)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目をJICAホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ(若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価 1 プロポーザルの評価基準」参照)。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づきJICAによる無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づきJICAによる有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表

エチオピア国REDD+及び付加価値型森林コーヒー生産・販売を通じた持続的な森林管理支援プロジェクト

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	12.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括／参加型森林管理	(24.00)	(9.00)
ア) 類似業務の経験	9.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	1.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	2.00	1.00
②副業務主任者	(-)	(9.00)
カ) 類似業務の経験	-	4.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	1.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	1.00
③体制、プレゼンテーション	(6.00)	(12.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	6.00	6.00
シ) 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： REDD+メカニズム	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	2.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 生計向上	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	2.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

【第2 業務の目的・内容に関する事項】

1. プロジェクトの背景・経緯

エチオピアはコーヒー発祥の地といわれており、原生の天然コーヒー（森林コーヒー）の木が現在も森林内に生育する。こうした森林コーヒーは希少性の高い独特な風味をもつスペシャルティ・コーヒーとしてもその潜在的商品価値が注目されている。そのため、JICA ではこうした付加価値型森林コーヒーの輸出・販売を含めた地域住民の生計向上活動と参加型森林管理を関連付けて実施することにより持続的な森林管理を行うことを目的に、これまでに開発調査「エチオピア国南西部地域森林保全計画調査（1996年～1998年）」及び「ベレテ・ゲラ参加型森林管理計画及び同フェーズ2（2003年-2012年）」、「付加価値型森林コーヒー生産・販売促進プロジェクト（2014年7月-2020年1月、2016年5月に案件名を「REDD+及び付加価値型森林コーヒー生産・販売を通じた持続的な森林管理支援プロジェクト」に変更）」（以下、本プロジェクト）を実施し、ジンマ州ベレテ・ゲラ森林優先地域（ベレテ・ゲラ地区）において森林管理組合（WaBuB）方式を採用した参加型森林管理（Participatory Forest Management: PFM）を推進し、森林コーヒー認証プログラム（Forest Coffee Certification Program: FCCP）及びハチミツ生産、FFS（Farmer Field School）アプローチなどの生計向上活動を導入してきた。

本プロジェクトはオロミア州森林野生生物公社（Oromia Forest and Wildlife Enterprise: OFWE）及び関係支所（ジンマ、イルバポール、ウェラガ：JBO、IBO、WBO）をカウンターパート機関（C/P）として実施中であり、先行プロジェクトで設立した124 WaBuBのうち、特に森林コーヒー採集可能な地域である67 WaBuBを対象を絞って支援を実施し一定の成果をあげている。その一方で、本プロジェクトの対象外の高地エリア（57 WaBuB）では効果的かつ継続的に森林保全が実施されておらず、森林減少率が高いことが明らかになってきた。

2016年からプロジェクトサイトであるベレテ・ゲラ地区を含むオロミア州全域で、世界銀行（世銀）のバイオカーボンファンドにより REDD+事業「Oromia Forested Landscape Program（OFLP）」が開始された。この中で動員補助金（Mobilization Grant：1,800万 USドル）を活用して OFWE 本部内に設立されたオロミア REDD+コーディネーションユニット（Oromia REDD+ Coordination Unit：ORCU）が窓口となり、277行政郡の内47郡を対象として OFLP の参加型森林管理等のパイロット活動を実施予定である。また、排出削減量買い取り合意（Emissions Reductions Purchase Agreement: ERPA、5,000万 USドル）を活用して、州全体の排出削減量に応じて行政郡をベースにしてコミュニティを対象にした成果払いが2018年以降から行われる計画となっている。こうした REDD+活動と連携してベレテ・ゲラ地区全体の持続的な参加型森林管理を促進させることを目的として、2015年12月から翌年3月までの期間で調査団（REDD+資金メカニズム、リモートセンシング、生計向上）を派遣し、これまでの JICA の協力の森林減少に対する効果の検証を行い、世銀の REDD+プログラムと本プロジェクトとの連携を検討し、併せて森林コーヒーが採集できない地域における生計向上手段の検討を行った。

この調査結果を受け、高地エリアにおける生計向上支援をプロジェクト活動に追

加し、現場レベルにおける REDD+活動を計画・実施する仕組みを構築し、OFLPを補完する活動として位置付けて実施することで先方政府と合意され、2016年6月に修正 R/D が署名された。また、活動の追加に合わせてプロジェクト名を「REDD+及び付加価値型森林コーヒー生産・販売を通じた持続的な森林管理支援プロジェクト」と変更し、対象機関として森林コーヒー業務に係る OFWEに加え、REDD+関連業務に係る、州・県・郡の行政機関を追加して実施することとした。プロジェクト全体として、森林コーヒーの付加価値に加え、REDD+からの将来の成果払いも活用したベレテ・ゲラ地区全体の持続的な参加型森林管理体制の構築を目指す。

2.プロジェクトの概要

(1) プロジェクト名

REDD+及び付加価値型森林コーヒー生産・販売を通じた持続的な森林管理支援プロジェクト

(2) 上位目標

REDD+及び FCCP 活動を促進することにより収入増加と森林保全が両立する持続的な農村開発が推進され、エチオピア政府の政策(CRGE)に貢献する。

(3) プロジェクト目標

REDD+及び FCCP を通じた適切で持続的な森林管理モデルが、ベレテ・ゲラ森林地区において確立される。

(4) 期待される成果

- 1) REDD+及び森林コーヒー、非木材林産物の生産販売の実施に関する OFWE 本部および関係支所、住民組織の能力が強化される。
- 2) 連邦・州の REDD+メカニズムの枠組み内で、郡レベルの REDD+のアクションプランを実現するためのメカニズムがベレテ・ゲラ森林地区において確立される。
- 3) ベレテ・ゲラの対象地域において、森林コーヒー認証プログラムが森林保全に資するよう改善されるとともに、その持続性が高められる。
- 4) 改善された森林コーヒー生産・販売促進が、イルバポール、ケレムワラガの対象地域に普及される。

(5) 活動の概要

【成果1に係る活動】

- 1) 対象地域の関係政府省庁・事務所等を含む OFLP 実施体制とリンクするマルチセクタープラットフォームを組織する。
- 2) ターゲットエリアにおける REDD+実施のための能力向上（トレーニングやロジスティックスなどの技術移転）を支援する。
- 3) OFWE 本部／関係支所の職員に対するマーケティング能力強化に資する研修を準備・実施する。
- 4) 効果的なマーケティングのための選択肢（コーヒー事業に関する標準業務手

続き（SOP）策定や森林コーヒー協同組合連合会を通じた代替販売経路等）を検討・実施する。

- 5) 森林コーヒー以外で対象農家に追加的収入をもたらすような非木材林産物（NTFP）のマーケティング強化に関する調査を実施する。

【成果2に係る活動】

- 1) 郡レベルにおける持続的な排出削減戦略検討のためのマルチセクターによる REDD+実施委員会（マルチセクターフォーラム）を設立し、その活動を促進する。
- 2) 郡の REDD+アクションプランを策定する。アクションプランには、以下のものを盛り込む。①森林管理（森林開発、保全、活用、保護活動）、②特にベレテ・ゲラ地区の高地エリアを対象にした森林管理及び保護に強力に連携する生計支援活動、③郡 MRV（Measurement, Reporting and Verification）システム、④国及び州の方針、方法論及びガイドラインに適合するかたちの成果払い及びその他資金等の資金計画
- 3) 対象郡（ゲラ郡、シャベ・ソンボ郡）において REDD+活動を実施する。
- 4) REDD+アクションプランを実施するための PDCA サイクルを構築する。

【成果3に係る活動】

- 1) 一連の FCCP プロセス（ICS（Internal Control System）マニュアル改訂、コーヒー品質管理と追跡性確保に関する研修、ICS 手続き強化等）を実施する。
- 2) PFM の活動費用を賄うことの出来る資金メカニズムを導入する。
- 3) WaBuB の PFM の活動（全体会議、合同森林モニタリング、森林管理行動計画など）をモニタリングする。
- 4) 森林保全との関係が強化されるよう FCCP 実施のための ICS マニュアルをレビュー・改訂する。

【成果4に係る活動】

- 1) PFM 導入地域であり、森林コーヒー生産のポテンシャルが高いイルバポール県、ケレムワラガ県の地域の中から、パイロットとなる協力対象地域を検討し、決定する。
- 2) 一連の FCCP プロセスを支援する。
- 3) 対象地域の PFM 及び ICS 活動をモニタリングする。
- 4) ベレテ・ゲラ地区との情報共有によって、PFM 活動を強化する。

(6) 対象地域

オロミア州ベレテ・ゲラ森林優先地域（ジンマ県ゲラ郡、シャベ・ソンボ郡）、イルバポール県、ケレムウェラガ県

(7) 実施機関

オロミア州森林野生生物公社（Oromia Forest and Wildlife Enterprise: OFWE）

3. 業務の目的

エチオピア「REDD+及び付加価値型森林コーヒー生産・販売を通じた持続的な森林管理支援プロジェクト」に関し、当該プロジェクトに係る R/D (Record of Discussions) に基づき下記 4.の業務（活動）を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標の達成に貢献する。

4. 業務の範囲

本業務は、2014年2月18日にJICAがオロミア州森林野生生物公社と締結し、2016年6月10日に改訂されたR/Dに基づき実施される技術協力プロジェクトの枠内で、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) プロジェクトの柔軟性の確保

技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、C/Pのパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。

この趣旨を踏まえ、コンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、適宜JICAに提言を行うことが求められる。

JICAは、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な処置（先方C/Pとの合意文書の変更、契約の変更等）を取ることをとする。

(2) C/Pのオーナーシップの確保

能力強化を目的とする技術協力プロジェクトでは、C/Pのオーナーシップを確保しながら、協働で業務を進めることが必要である。コンサルタントは、エチオピア側関係機関の主体性を尊重し、そのオーナーシップを引き出しながら、持続的な森林保全管理を自らの力で促進するために必要とする能力を見極め、それを向上させ、持続的な仕組みを残すために効果的な業務プロセスを工夫する。

(3) 関係者との共通認識の確認

上記のオーナーシップの確保及び円滑な業務の実施にあたっては、プロジェクト前半期間から共通認識の醸造を図ってきているところであるが、本業務開始初期には再度、日本人専門家とC/P等のエチオピア関係者が、プロジェクトの目指す目標、それを達成するための技術移転のプロセス及び内容、国家的開発計画や関連開発プログラム、REDD+関連政策等における本プロジェクトの位置づけ・関係性、Project Design Matrix (PDM) 及び Plan of Operation (PO) を活用したプロジェクト管理 (PCM) 手法などについての共通認識を確認することが重要である。このため、コンサルタントは業務開始当初に関係者と十分に協議し、上記共通認識の確認に努める。

(4) セーフガードへの配慮

現行プロジェクトは、世銀のREDD+事業との連携を想定しているため、業務を

実施する際にはREDD+のセーフガード（国連気候変動枠組条約COP16のコンクン合意に示されているもの。）が促進し支援されるよう配慮すること。

(5) ジェンダーへの配慮

本プロジェクトにおいてはベレテ・ゲラ地区の高地エリアにおいて生計向上支援活動を実施する。生計向上支援活動に関する調査・計画・実施の際にはジェンダーに対する配慮を行うこととし、プロポーザルにおいてもどのようなジェンダー配慮を行うか提案すること。

(6) 日本側の実施体制

本プロジェクトには、長期専門家 2 名（チーフアドバイザー/森林管理、業務調整/組織開発）が 2017 年 4 月上旬まで配置されている。また、長期専門家 1 名（森林コーヒー生産・販売支援/REDD+促進支援/業務調整）が 2017 年 1 月-2020 年 1 月で配置され、短期専門家「コーヒー生産・品質向上」を派遣予定である。これらの専門家は、森林コーヒー生産及び販売促進業務を主として活動する。コンサルタントは、上記の専門家と十分な情報共有と協働体制の構築を行い、円滑なプロジェクト活動の実施及び促進がなされるようにする。

本業務では REDD+に係る業務（成果 1 及び 2）を、長期及び短期専門家は森林コーヒーの生産・販売促進に係る業務（成果 3 及び 4 の主要な活動）を担当する。

(7) 他案件との連携

コミュニティレベルにおける REDD+に係る生計向上活動の普及アプローチについて、同オロミア州で実施されている「オロミア州リフトバレー地域における FFS を通じた持続的自然資源管理プロジェクト（2013.6-2018.3）」と情報交換を行い、先行プロジェクト「ベレテ・ゲラ参加型森林管理計画フェーズ 2（2006-2012）」でも導入されている FFS（Farmer Field School）の活用を図ること。

(8) 他ドナーとの連携

C/P である OFWE と協力して REDD+及び参加型森林管理に関連するプロジェクトを実施する他ドナー、NGO 等の組織は複数存在するため、こうした組織と継続的に意見交換等の情報共有を行い、本業務の実施促進、改善に努めること。

(9) 類似案件の教訓の活用

JICA では 2014 年に「テーマ別評価「評価結果の横断分析 自然環境保全分野における実践的なナレッジ教訓の抽出」をまとめている（参考資料参照）。本業務実施に当たってはその教訓を参照しつつ、類似案件の教訓を踏まえた適切な対応を行うこと。

(10) 事前の確認

プロジェクトの未確定事項（例えば、パイロット事業の内容等）について C/P と決定する際は事前に JICA エチオピア事務所、JICA 地球環境部と相談の上、内容について確認を得ること。また、各現地説明・協議時には、協議内容をミニッツに取りまとめ、業務従事月報に添付して提出する。

6. 業務の内容

本業務においてコンサルタントが実施する内容は、以下のとおりである。

なお、上記「2 プロジェクトの概要」に示したプロジェクト目標、成果を達成するため、JICA エチオピア事務所及び他関係機関との良好な協力体制のもと、C/P と協働し長期専門家と連携して以下の各活動を実施すること。

以下に想定される業務内容を記載するが、背景情報等を含むより詳細な事項は貸与資料を参照し、以下の項目を含んだ効果的かつ効率的な業務実施方法があれば、プロポーザルにて提案すること。

6.1 成果ごとの活動

6.1.1 成果1に関する活動

活動 1-1：対象地域の関係政府省庁・事務所等を含む OFLP 実施体制とリンクするマルチセクタープラットフォームを組織する。

- (1) 州及び県レベルの OFLP 実施体制の中で関係する機関を含めたマルチセクターによる REDD+協議フォーラムの設置を支援する。既存の組織で同様な機能を持つものがある場合は、その組織において本プロジェクトに必要となる活動が実施できるように調整する。
- (2) 郡ベースの活動計画や成果を、州、県及び郡において共有、周知するための情報共有及び意思決定ルールについて明確にし、活動への理解及びコミットメントを得られるように、州レベルにおいてプロジェクト活動に関係する省庁・機関とベレテ・ゲラ地区における REDD+活動実施の詳細（各機関の役割と責任を含む）を定めた合意書（Minutes of Understanding）を JICA、OFWE の3者で取り交わせるよう調整する。関係する省庁・機関としては、これまでプロジェクトの前半部分では直接的な関与の薄い①オロミア州農業局（Oromia Bureau of Agriculture: OBA）、②オロミアコーポラティブプロモーション局（Oromia Cooperative Promotion Bureau）、③オロミア REDD+コーディネーションユニット（Oromia REDD+ Coordination Unit: ORCU）、④オロミアマイクロ・スモールエンタープライズ庁（Oromia Micro and Small Enterprise Development Agency）などを想定している。
- (3) 定期会合・セミナーを年に2回程度開催する。

活動 1-2：ターゲットエリアにおける REDD+実施のための能力向上（トレーニングやロジスティクスなどの技術移転）を支援する。

- (1) REDD+プロジェクト運営管理に係る関係者（ORCU 職員等）が、OFLP の運営管理体制の下において、REDD+に資する森林減少削減活動から成果払いの実施までに必要な能力の強化を支援する。

6.1.2 成果2に関する活動

活動 2-1：郡レベルにおける持続的な排出削減戦略検討のためのマルチセクターによる REDD+実施委員会（マルチセクターフォーラム）を設立し、その活動を促進する。

- (1) ベレテ・ゲラ地区が位置するゲラ郡、シャベ・ソンボ郡において、郡レベルにおける REDD+活動を円滑に進めるために必要となる実施体制として、OFLP において他地域で構築される体制を参考にして、郡長を議長とし関係各機関の責

任者が参加する意思決定組織と、各機関の担当者を構成員とする、現場レベルでの住民グループの REDD+活動を支援する組織の構築を支援する。各組織の構築に当たっては各機関の役割や責任範囲を明確にし、郡行政の通常業務の一環として REDD+活動を実施できるよう調整する。

- (2) ベレテ・ゲラ地区（高地エリア及び森林コーヒーエリア）において WaBuB の再登録を行い PFM 活動が適切に実施されるように支援する。
- (3) WaBuB の再登録の手続きが定期的実施される体制の構築を支援する。
- (4) 高地エリアで再登録した WaBuB が OFLP の成果払いの受取先の組織となる方法を検討しその実施を支援する。

活動 2-2：郡の REDD+アクションプランを策定する。アクションプランには、以下のものを盛り込む。①森林管理（森林開発、保全、活用、保護活動）、②特にベレテ・ゲラ地区の高地エリアを対象にした森林管理及び保護に強力に連携する生計支援活動、③郡 MRV システム、④国及び州の方針、方法論及びガイドラインに適合するわたちの成果払い及びその他資金等の資金計画

- (1) 対象郡（ゲラ郡、シャベ・ソンボ郡）における毎年の REDD+アクションプラン策定を支援する。
- (2) 郡による REDD+アクションプランの下、コミュニティ（協同組合等）レベルの REDD+アクションプラン（生計向上のためのビジネスプラン及び PFM 活動計画を含む）の策定を支援する。

活動 2-3：対象郡において REDD+活動を実施する。

- (1) 活動 2-2 で作成した REDD+アクションプランに基づき、コミュニティが実施する REDD+活動（生計向上活動）を支援する。
- (2) REDD+活動（生計向上活動）については、2015 年から 2016 年にかけて実施された「付加価値型森林コーヒー生産・販売促進プロジェクト（REDD+プログラム連携調査）」の結果（貸与資料参照）に基づき、6 つ（①ガーデンコーヒー、②ウッドロット、③苗木生産、④種子収集、⑤竹材生産・一次加工、⑥果樹（アボガド、リンゴ））の活動を、21 村落（カバレ）で実施することを想定している。各村落 2-3 つの生計向上活動（延べ 50 グループ、1 グループあたり 30 世帯で全体 1500 世帯対象）を導入する想定である。内容や実施方法について提案があれば、プロポーザルに記載すること。
- (3) コミュニティによる生計向上活動の立ち上げに必要な初年度の資材・研修等の活動費用はプロジェクトで支援するが、初年度以降は、協同組合の営利ビジネスとして独立して継続できる仕組みの構築を支援する。

活動 2-4：REDD+アクションプランを実施するための PDCA サイクルを構築する。

- (1) 活動 2-3 において REDD+アクションプランを実施するにあたり PDCA サイクルで活動を円滑に実施、管理していく体制の構築を支援する。
- (2) アクションプランに基づいた REDD+活動の中間レビューの実施を支援する。
- (3) レビュー結果を次年度のアクションプラン作成にフィードバックするよう支援する。
- (4) 上記活動の際、OFLP による成果払いの実施（2018 年後半から 2019 年初頭予

- 定)を念頭に、各郡に配分される資金を WaBuB による PFM 活動及び高地エリアでの生計向上活動資金として利用していくための仕組みの構築を支援する。
- (5) ベレテ・ゲラ地区に分配される成果払いの森林コーヒーエリア及び高地エリアへの配分割合等を REDD+フォーラムにおいて協議して調整する。
 - (6) 森林減少抑制効果を検証するため、2018年、2019年の衛星画像を分析してベレテ・ゲラ地区の森林被覆図を作成する。また、過去の森林被覆図と比較して森林減少率等の変化を検証する。

6.1.3 成果3に関する活動

活動 3-3: WaBuB の PFM の活動(全体会議、合同森林モニタリング、森林管理行動計画などをモニタリングする。

- (1) ベレテ・ゲラ地区(高地エリア及び森林コーヒーエリア)において PFM 活動が適切に実施されるよう長期専門家と協力の下、モニタリングを支援し、その結果をフィードバックする。

6.1.4 成果4に関する活動

活動 4-4: ベレテ・ゲラ地区との情報共有によって、PFM 活動を強化する。

- (1) 長期専門家と連携して、ベレテ・ゲラ地区(高地エリア及び森林コーヒーエリア)との交流等による情報共有を行い、相互の PFM 活動を強化できるよう支援する。

6.2 プロジェクト全体を通じた業務

6.2.1 既存資料の収集、整理、分析／実施方針の明確化

- (1) 業務計画書案を作成し、JICA 地球環境部に説明する。JICA からのコメントを踏まえ、業務計画書を最終化し JICA に提出する。
- (2) 業務計画書を英文化してワークプラン案を作成し、先方関係者と協議、意見交換を行い、プロジェクトの目標、それを達成するための技術移転のプロセス及び内容、国家開発計画や関連開発プログラム等における本プロジェクトの位置づけ・関係性、Project Design Matrix (PDM) 及び Plan of Operation (PO) を活用したプロジェクト管理 (PCM) 手法などについての共通認識を形成する。先方関係者との意見交換を踏まえて必要な修正を行い、ワークプランを最終化し、C/P と合意する。また、先方関係者との協議内容を付した協議議事録を作成する。
- (3) ワークプランはエチオピアの年度に合わせて毎年見直しを行い、翌年度の活動計画について先方関係者と協議・合意し、業務進捗報告書に添付して JICA 及び C/P に提出する。
- (4) 本業務において必要な既存資料を収集、整理、分析し、本業務の実施方針を明確にする。また、森林セクターに関連する最新情報を把握・分析し、業務への適応を検討する。これらの作業は業務開始当初のみならず全業務期間を通じてを行い、JICA エチオピア事務所及び JICA 地球環境部に情報共有する。

6.2.2 モニタリングの実施

- (1) 本業務におけるモニタリングの方法や様式等については JICA が定める「技術協力等モニタリング執務要領(2014年2月)」(契約締結後配布。プロポーザル

作成時点では配布資料の「技術協力プロジェクトにおける変更」参照)に基づき実施する。コンサルタントは少なくとも6か月毎に、プロジェクトの進捗状況モニタリングのための会合をC/P機関及び長期専門家と協力して開催する(初回は、C/P機関及びプロジェクト前半期間の長期専門家チームと協力して、2017年初頭に開催)。

- (2) モニタリング事項は、活動報告のみならず、成果発現状況(上位目標への達成見込みを含む)、解決すべき実施上の課題・懸案事項、プロジェクトの進捗・成果に正または負の影響を及ぼす外部要素を含み、これら業務を長期専門家及びC/Pと共同で確認・記録すること。PDM・POを変更する必要がある場合は「技術協力等モニタリング執務要領」に掲載の手続きに基づき、変更手続きを行う。
- (3) モニタリングシートは、「7. 成果品等」に記載されるとおり、6か月毎に長期専門家及びC/P機関と共同で作成し、プロジェクト全体について取りまとめJICAエチオピア事務所に提出する。

6.2.3 業務進捗報告書の作成

- (1) エチオピアの年度に合わせてC/Pと共同で業務進捗報告書を取りまとめ、JICA及び先方実施機関に提出する。なお、様式はモニタリングシートに準じ、同報告書には、翌年度の活動計画につき具体的に記載した当該年度ワークプラン案を含むこととし、当該年度の現地での活動を開始する前までにJICA地球環境部から内容の承認を得る。同報告書は、合同調整委員会(JCC)等の定期会合にて報告するものとする。

6.2.4 JCCの実施支援

- (1) JCCは、プロジェクト活動の進捗確認、必要に応じた計画の見直し、年間計画の承認、プロジェクトの評価、関係者間の意見交換等を行うものであり、R/Dにてその設置及び構成員が定められている。コンサルタントはREDD+関連事業が追加されたことに伴い既存のJCCメンバーの見直し・追加を提案するとともに、少なくとも1年に1回の長期専門家のアレンジによるJCCの開催に協力し、各年度の活動結果の報告を行い、翌年度の活動方針・計画(案)についてもあわせて説明し、関係者の了承を得る。また、PDMの指標を決定・変更する際にも開催する。

6.2.5 国別研修及び課題別(上乘せ)研修への協力

- (1) 本プロジェクトにおいては本邦における国別研修を長期専門家が主導して実施する。コンサルタントはその人選、帰国後の関係者間での知識・知見の共有、活用等の実施を支援する。

6.2.6 広報活動

- (1) 本プロジェクトの意義、活動内容及びその成果がエチオピア及び周辺諸国、我が国の各国民に広く正しく理解されるよう、パンフレット等の広報資料(英語)を作成し、効果的な広報を行う。森林コーヒー及びREDD+に係る話題はエチオピア及び日本において、新聞、テレビ、ラジオ等のメディアを通じて頻りに報道されているため、メディアからの取材に対して丁寧に対応する。
- (2) REDD+に係るテーマはコンサルタントが、森林コーヒーに係るテーマについ

ては長期専門家がそれぞれ主体的に以下の広報活動を実施し、互いにプロジェクトの最新状況の提供を行う。

- 1) メディア向けの情報であるプレスリリースの作成、本協力分野に造詣の深い記者リスト等を作成する。また、将来的には C/P がこうした広報活動を継続していけるよう体制及び能力向上を実施する。
- 2) JICA が開設する JICA ホームページ内の技術協力ホームページ（日本語、英語）において、活動の進捗状況等を広報する。また、SNS 等の活用なども検討し、積極的に広報を行う。

6.2.7 JICA の調査への便宜供与

- (1) JICA は必要に応じ、案件の運営指導調査を行う。同調査の実施に当たっては、コンサルタントは、その基礎資料として、プロジェクトで実施した業務に関連して作成した資料等（「7 成果品等」を参照）を整理・提供するとともに、必要な便宜（関係者への連絡・調整、調査への同行・説明等）を JICA エチオピア事務所、長期専門家と連携して供与すること。

6.2.8 機材調達

- (1) 現時点では、契約に含めて調達する機材は想定していないが、業務上必要な機材が生じた場合は、コンサルタントは長期専門家、C/P 及び JICA と協議の上、具体的な機材、仕様、数量等を決定し、必要に応じて契約変更のうえ、「委託契約等における機材調達・管理ガイドライン」に則り適切な調達及び管理を行うこと。機材調達にあたってはプロジェクト終了後も先方機関で維持管理が可能なものであるかを十分確認すること。

7. 成果品等

7.1 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。

報告書提出の際は電子データも提出すること。本業務における成果品は業務進捗報告書及び業務完了報告書とし、これらには、対象とする年度に作成された 7.2 技術協力成果品を添付するものとする。

報告書等	提出時期等	言語・部数
業務計画書 * 共通仕様書の規定に基づく	契約締結日から起算して 10 営業日以内	和文 1 部
ワークプラン (初版及び更新版)	・ 現地派遣後 (1 か月以内) ・ 毎年更新版を提出	英文 10 部
モニタリングシート	Ver. 1 は現地派遣後 1 か月以内、以後 6 か月ごと	
業務進捗報告書	毎年 6 月	英文 10 部 和文 1 部

業務完了報告書	案件終了時	英文 10 部 和文 1 部 CD-R 2 式
---------	-------	-------------------------------

業務完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本（ホッチキス止め可）とする。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2014年11月）」を参照する。

なお、各報告書の記載項目（案）は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定に当たっては、JICA とコンサルタントで協議、確認する。

(1) 業務計画書

共通仕様書第6条に従って作成。

(2) ワークプラン

上記(1)業務計画書を英文化したもの。

(3) モニタリングシート

「技術協力等モニタリング執務要領」に従って作成。

(4) 業務進捗報告書

様式、項目は上記(2)モニタリングシートに準じて作成。対象期間はエチオピアの当該年度とする。また、次年度のワークプラン案、当該年度に作成した成果品も添付する。

(5) 業務完了報告書

「技術協力等モニタリング執務要領」に従って作成。業務完了報告書には本業務を通じてコンサルタントが直接作成した資料も添付する。

7.2 技術協力成果品

コンサルタントが直接もしくはコンサルタントが C/P を支援して作成する以下の資料を提出する。JICA への提出に当たっては、業務進捗報告書もしくは業務完了報告書に添付して提出することとする。

(1) ベレテ・ゲラ地区の森林被覆図（2018、2019）

(2) 森林減少分析結果

(3) 広報ツール

(4) その他、コンサルタントが直接もしくはコンサルタントが C/P を支援して作成した資料

7.3 コンサルタント業務従事月報等

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報を提出する。先方と文書にて合意した文書があれば、月報に添付の上、JICA に報告するものとする。また、業務従

事期間途中の帰国時には、以下の内容を含む業務報告を作成し、JICA に報告・提出する。

- (1) 各種調活動の進捗、今後の計画、当面の課題、関連分野の動向
- (2) 活動に関する写真
- (3) 業務フローチャート

7.4 現地活動写真集

業務完了報告書提出時に CD にて提出する。

7.5 収集資料

本案件を通じて収集した資料及びデータは項目ごとに整理し、JICA 様式による収集資料リストを付した上で、業務終了後、JICA に提出する。なお、提出すべき収集資料・データについては、JICA とコンサルタントで協議の上決定する。

【第3 業務実施上の条件】

1. 業務工程

2016年10月中旬より業務を開始し、2020年2月下旬までに終了する。

JICAは本業務期間（2016年10月から2020年2月）を一契約として実施することを想定しているが、上記業務期間内において契約期間の分割を希望する場合は、その必要性及び期分け案についてプロポーザルに明記すること。また、契約の切り替え期間に本業務に支障が生じない工夫を合せて提案すること。なお、各契約の終了時期については日本の年度末にあたる3月及びエチオピアにおける繁忙期を避けること。また、契約の期分けを希望する場合は各契約期間及び全期間の見積書を提出すること。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

（1）業務量の目途

業務量は以下を目途とする。

（全体） 約 39.85 M/M

（2）業務従事者の構成（案）

業務従事者の構成は以下を想定しているが、業務内容を考慮のうえ、より適切な団員構成がある場合は、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。なお、以下に記載の格付は目安であり、これを超えた格付の提案も認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

ア 総括／参加型森林管理（2号）

イ REDD+メカニズム（3号）

ウ 生計向上（3号）

エ 生計向上／村落活動支援

オ リモートセンシング

3. 相手国側の便宜供与

討議議事録（R/D）を参照のこと。

プロジェクトオフィスについては、OFWE本部及びJBOに提供する。

4. 参考資料

（1）公開資料（JICA Web サイトより入手可）

・テーマ別評価「評価結果の横断分析 自然環境保全分野における実践的なナレッジ教訓の抽出」

http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/tech_ga/after/ku57pq00001cdfnb-att/201412_02.pdf

・「REDD+及び付加価値型森林コーヒー生産・販売促進プロジェクト」案件概要表
<http://gwwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/fd8d16591192018749256bf300087cfd/89853cda0023b0c349257c900079e4ef?OpenDocument>

・「ベレテ・ゲラ参加型森林管理計画プロジェクト」案件概要表

<http://gwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/fd8d16591192018749256bf300087cf/3ed9ea27e7c03e1f492575d10035d45d?OpenDocument>

・「ベレテ・ゲラ参加型森林管理計画プロジェクトフェーズ2」案件概要表

<http://gwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/VIEWVDocSearchX/32E5142DF9F9E53F492575D10035D53B>

・「オロミア州リフトバレー地域における FFS を通じた持続的自然資源管理プロジェクト」案件概要表

<http://gwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/fd8d16591192018749256bf300087cf/6734e92d7d23214649257b1e0079db53?OpenDocument>

(2) 配布資料

- ・2016年6月署名のM/M、修正R/D写、PDM（最新版）
- ・「技術協力プロジェクトにおける変更（業務改善推進委員会の取り組みに伴う計画策定段階、事業実施段階の変更）」（2014年7月）

(3) 貸与資料

以下については地球環境部森林・自然環境グループ自然環境第二チームにて貸与対応する（問い合わせ先 Tel: 03-5226-8752 担当：森永）。

- ・モニタリングシート（最新版）
- ・エチオピア国付加価値型森林コーヒー生産・販売促進プロジェクト（REDD+プログラム連携調査）業務完了報告書（2016年4月）
- ・OFLP 関連資料

5. 現地再委託

本業務において現地再委託は想定していない。コンサルタントは、現地再委託で業務を実施することを希望する場合は、プロポーザルにて提案し、本見積りに計上すること。

6. REDD+活動（生計向上活動）に係る経費

活動 2-3（2）の REDD+活動（生計向上活動）については、初年度の初期投資にかかる経費として 2,000 万円を上限に見積書に計上する（2,000 万円の根拠は「付加価値型森林コーヒー生産・販売促進プロジェクト（REDD+プログラム連携調査）」結果（貸与資料参照））。

7. プロジェクト車両

プロジェクト活動用の車両については、プロジェクト車両 1 台を活用できる。ただし、運転手の雇用、メンテナンス料については見積りに計上すること。さらに要する場合はレンタカーにて対応することとする。

8. 複数年度契約

本業務は年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

9. 安全管理

現地調査期間中は、安全管理に十分留意すること。各派遣時には JICA エチオピア事務所から安全ブリーフィングを受けるとともに、現地の治安状況については JICA エチオピア事務所を通じて十分な情報収集を行うこと。また、現地調査時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行い、都度 JICA エチオピア事務所に報告すること。同事務所と常時連絡が取れる体制とし、交通事故、傷病が発生した際には遅滞なく同事務所にも報告すること。

10. 不正腐敗の防止

「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上

